

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月23日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都港区芝二丁目32番1号

氏 名 株式会社 長谷工コーポレーション

建設部門管掌 取締役 副社長執行役員 村川俊之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3456-6324

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 長谷工コーポレーション
事業場の所在地	東京都港区芝二丁目32番1号
事業の種類	総合建設業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	64t	全処理委託量	64t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	0t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	64t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行いうる特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 71.1 67.5t	前年度 67.5 71.1t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 処理委託契約において、電子マニフェストによる最終処分状況を把握しています。継続して電子マニフェストによる最終処分状況を把握していきます。		
※事務処理欄		

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃石綿等)

有価物量	
------	--

不要物等発生量	
---------	--

自ら直接 再生利用した量	
②	0

自ら直接埋立処分した量	
③	0

項目	実績値	自ら中間処理 した量	自ら中間処理した 後の残さ量	自ら中間処理によ り減じた量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海岸投入処分した量	自ら中間処理した後 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量
①排出量	67.5										
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	67.5	0								
⑤自ら熱回収を行った量	0		67.5	0							
⑥自ら中間処理により減量した量	0			67.5	0						
⑦自ら中間処理により減量した量	0				67.5	0					
⑩全処理委託量	67.5					67.5	0	67.5	0	0	0
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0						67.5	0	0	0	0
⑫再生利用業者への処 理委託量	67.5							67.5	0	0	0
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0								67.5	0	0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0									67.5	0
⑮自ら中間処理した後 再生利用した量	0										67.5
⑯自ら中間処理した後 再生利用した量	0										0

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。